令和4年5月17日開催

# 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 事業者 の募集要項 (公 募)

令和4年4月<br/>安 曇 野 市<br/>福祉部高齢者介護課

# 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

# 事業者の募集要項(公募)

# 1 募集の趣旨

安曇野市では、老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画を策定し、介護保険サービスの基盤整備に関する目標値を掲げております。本要項は、整備目標のある介護保険サービスについて、事業者の選定に公正かつ公平を確保し、また質の高い整備を目的として第8期介護保険事業計画に沿い、「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」を整備運営する事業者の募集を行います。

## 2 募集内容

募集内容	募集数	募集地域	応募資格者	特記事項
認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム) 定員:18人(2エット)	1	安曇野市全域	・社会福祉法人 ・医療法人 ・その他の法人(応募書 類の受付締切日において 介護保険サービス事業者 の指定を受けてから3年 以上実績のある法人)	当該施設の事業開始は、 <u>令和6年4月1日としま</u> <u>す。</u>

## 3 応募資格

応募書類の受付締切日において、次のいずれにも該当すること。

- (1) 次のいずれかにあてはまる法人(社会福祉法人を含む)であること。ただし、2 募集内容の応募資格者を満たすこと。
  - ① 安曇野市内で、過去1年以上にわたり継続して福祉・保健・医療の事業を行っていること。
  - ② 長野県内で、今回の応募を予定している事業の運営実績が3年以上あること。
- (2)介護保険施設等(後記枠内)の経営に知識を有し、高齢者医療、看護、介護に関する事業の知識 を有している。
- (3) 過去5年の間に役員の中に破産手続開始決定を受けて復権を得ないもの、又は禁固以上の刑に処された者がいないこと。
- (4) 直近1年間の所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税等の滞納がないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)等による手続きをしている法人でないこと。
- (6) 介護保険法(平成9年法律第123号)上の勧告を受け、さらに当該勧告に係る事業者が取るべき措置について命令を受けている場合、所管庁への当該命令に対する改善報告が完了していること。
- (7)介護保険法の指定の効力の一部もしくは全部停止の処分を受けた場合、その処分期間を経過し、 終了していること。
- (8) 過去5年の間に、安曇野市内外を問わず介護保険施設等(後記枠内)の整備について重大な法令等の違反がないこと、介護保険施設等の整備事業者の選考取消等を受けたことがないこと、又は法人の運営において重大な法令等の違反がないこと。

- (9) 過去2年の間に、安曇野市において介護保険施設等の整備事業者に応募し、候補事業者の決定を 受けたのちに辞退をしたことがないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及び代表者がその構成員でないこと又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (11) 応募者と事業者は、同一であることとし、合同企業体の形態をとるものではないこと。
- (12) 介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号に該当しないと認められる こと。

介護保険施設等;介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護型ケアハウス、介護付有料老人ホーム、認知症対 応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所、介護療養型医療施設、介護医療院

#### 4 応募・選考の流れ

- (1)募集要項(公募)の周知 令和4年4月7日(木)から
- (2) 募集(受付)期間等

<u>令和4年4月25日(月)から5月20日(金)まで</u>

受付時間は、期間中の午前9時~正午、午後1時~午後5時まで(閉庁日除く)とします。 提出日・時間を必ず電話予約(<u>電話0263-71-2472</u>(直通))のうえ、事業内容が説明できる方が持参してください。

提出先 安曇野市 福祉部 高齢者介護課介護保険担当 (安曇野市豊科 6000 番地)

安曇野市役所 本庁舎 1階12番窓口

提出期間を過ぎた場合は、受付できませんのでご注意ください。また、特別な事情がある場合 (例:書類の取得に時間を要する場合等)を除き、提出期間内であっても提出書類に不足がある 場合は、受付ができません。

なお、選考基準及び評価に関するご質問にはお答えできません。

- (3) 候補事業者の選考会
  - ①選考の流れ

指定候補事業者選考 令和4年6月~8月(予定)

候補事業者の選考は、市高齢者介護課が現地調査及び応募書類について要件を確認し、その後、 一次審査(応募書類)及び二次審査(プレゼンテーション)を経て、令和4年8月頃を目途に選 考結果を通知する予定です。ただし、あくまでも予定であり、時期が早まる又は遅れる場合があ りますので予めご了承ください。なお、当該選考結果については仮決定となります。

#### ②選考方法の詳細

候補事業者の審査・選考は、安曇野市介護保険規則(平成17年安曇野市規則第95号)第34条に規定する「介護保険関連サービス候補事業者選定部会」が実施します。

(ア)一次審査(書類審査、非公開)

- 一次審査は、応募書類により審査を行います。
- ・原則として、審査得点の合計の上位3者を二次審査の候補者として選考します。なお、応募が 3者以内の場合でも一次審査を行い、審査得点を審査員に公表します。
- ・一次審査の結果、書類選考外になった事業者及び二次審査の候補者となった事業者に対し結果

通知を発送するとともに、二次審査の候補者については、二次審査の実施日、実施予定時刻、二次審査の方法等について併記し通知します。

- (イ) 二次審査 (プレゼンテーション、非公開)
- ・二次審査の出席者は事業を運営する同一法人の者3人までを出席可とします。

(申請者の法人以外の出席は認めません。)

- ・プレゼンテーションの時間は自己PR15分(以内)、質疑10分(以内)とします。
- ・プレゼンテーションは、提案書の内容に基づいて行い、提案書と異なる内容の説明や追加資料 の配布は認めません。
- ・「3 応募資格」に欠格した場合、指定候補事業者に選定されても選定を取消すこととします。
- ・社会通念上、事業を行うのに支障があると認められた場合は、不選定とする場合があります。
- ・審査は各委員が評価シートに採点を行い、その合計点で順位付けを行います。ただし、選定委員の平均点が、配点の50%未満である場合は、応募事業者が1事業者であっても不選定とし、再公募となります。
- ・プレゼンテーションの方法は問いませんが、必要な物品は提案者が準備してください。(電源、 机、椅子のみ使用可能)なお入室してから、30分(以内)で審査終了とします。
- ・採点の結果、1位、2位において同点が出た場合においては、再度2者について選考委員による採点を行い、順位付けをします。
- ・選考結果は文書で通知します。
- (4) 仮決定後は、選考された法人名、本店住所等を市ホームページに公表します。
- (5) 仮決定後、令和5年度安曇野市予算の成立を受けて指定候補事業者となります。
- (6) 指定候補事業者は、令和5年度中に施設整備を終了し令和6年4月に必ず事業を開始してください。
- (7) 施設開設日の概ね1か月半前~2か月を目途に、市高齢者介護課に指定申請を行う必要があります。申請にあたっては必ず事前に相談をしてください。申請の際に、指定基準を満たしていない場合は、当該選考結果にかかわらず事業所として指定が行えませんのでご留意ください。
- ※ 選考の結果「該当なし」とする場合があります。また、選考期間中に「3 応募資格」の各要件を 満たさなくなった場合は選考の対象となりません。
- ※ 選考理由・結果に対する問い合わせ、異議等については応じません。
- ※ 選考にあたり、主な選考評価項目は「10 施設の詳細要件及び評価の基準」のとおりです。
- ※ 法令等に違反する事項が含まれる計画であること、虚偽の内容である計画であることが判明すれば、当該事業者を失格とする場合があります。

#### 5 整備予定地について

- (1) 応募の段階では、整備予定地について購入等により、あらかじめ確保しておく必要はありませんが、用地確保が確実に見込めることが必要です。二次審査の候補となった応募事業者は、整備予定地が確保されているか、土地売買(土地賃貸)にかかる誓約書(様式20)の提出で確認します。
- (2)整備用地を借地又は地上権の設定により確保する場合は、借地権又は地上権を設定することが必要です。二次審査の候補となった応募事業者は、整備予定地が確保されているか、土地売買(土地賃貸)にかかる誓約書(様式20)の提出で確認します。

- (3)整備用地は、確実に施設整備が可能であることが必要です。土地利用や建築行為に規制がかかる 地区における計画については、事前に市建築住宅課と調整を行ったうえで応募してください。なお、 協議の内容については、議事録(様式4)の提出が必要です。
- (4)整備用地は、土砂災害特別警戒区域の指定区域に該当しないこと。また、土砂災害警戒区域・浸水想定区域の指定区域に該当する場合は、防災上の有効な対策を示せること。

### 6 地域住民、関係機関等への情報提供について

- (1) 二次審査の候補となった応募事業者は、二次審査を受ける前に、整備を行おうとする地域の住民等へ、応募計画について情報提供をしてください。
  - ① 情報提供すべき対象・範囲については、地域の状況を考慮し応募事業者において検討してください。
  - ② 情報提供した範囲、方法、使用した資料、地域からの意見については議事録(様式4)に記録し 提出してください。
- ※ 「情報提供」とは、計画案について応募前に伝達することであり、合意を得ることまで求めるものではありません。ただし、地域の意見については十分にくみ取ったうえで、応募意志を決定し、計画案を練るように努めてください。
- ※ 指定候補事業者となった後は、事業者の責任において、地域の住民等へ計画案について十分に説明する機会を設けてください。
- ※ 地域の住民等への情報提供・打合せ記録(議事録・様式4)の提出がない場合、評価が低くなる、 若しくは評価できないことがあります。
- (2) 応募事業者は、整備等を行おうとする地域の協力(予定)医療機関、協力(予定)歯科医療機関と、運営協力について協議を行うよう努め、協議を行った際には議事録(様式4)に記録し提出してください。

### 7 財源の確保等について

- (1) 施設整備等の事業計画に関して必要な財源を確保してください。
  - ① 施設整備に係る自己資金は、施設整備費から施設整備補助金を差し引いた額の2割以上を有することが必要です。
  - ② 開設当初の運営資金に係る自己資金は、施設開設までに要する事務費や人件費のほか、施設の年間事業費の12分の2以上を有することが必要です。
- ※ 自己資金には、借入金によって調達される資金は含みません。
- ※ 施設整備費:設計監理費、建設費及び初度設備費
- (2) 施設の安定した運営が見込まれることが必要です。施設の収支見込、建設時借入金の償還財源などを適切に見込んでください。なお、消費税率は10%として計画してください。
- (3) 施設整備補助金については、市の介護保険事業計画に基づく整備について長野県地域医療介護総合確保基金事業(介護施設等整備分)補助金を原資に市が施設整備費補助として実施することを検討しています。

今後、応募された皆様の補助意向等を踏まえ、県との調整の上、令和5年度の予算要求等を実施していく予定ですが、予算や県の動向によるため確約するものではないことにご留意ください。

なお、補助額等については、令和4年度の県の補助要綱を参考にご検討ください。

また、長野県地域医療介護総合確保基金事業(介護施設等整備分)補助金は、市の介護保険事業計画に基づく整備について活用できる補助金です。

- (4)補助金の有無にかかわらず施設整備を行う意向である場合は「事業意思確認書」(様式23)を提出してください。
- (5) 入所者が負担する居住費等の考え方について、利用料金表(様式9) に算定の根拠を添付し示してください。なお、居住費等は市内の近傍同種施設と比較し、適正な設定とするなど、入所者の負担に配慮し設定してください。

## 8 応募書類について

本公募への申し込みを希望する事業者は、下記書類を提出してください。

- (1) 申請書類一式の正本1部、正本の写し7部の計8部提出
- ※ 様式は市のホームページよりダウンロードしてください。
- ※ 二次審査を受ける事が決定した事業者は、様式4 (地域への情報提供)、様式20~22を二次審査を受ける前に作成して提出してください。
- (2) 提出書類は図面等を除き、原則A4版で作成し、全体をバインダー等で綴じてください。
- (3) ホッチキスは使用せず、インデックス等で仕切りを挿入してください。
- (4) 添付書類を写しで提出する場合は、全て代表名により原本証明をしてください。
- ※ 添付書類の「資料作成上の注意」をご参照ください。
- ※ <u>令和4年5月20日(金)午後5時</u>以降は、本市が必要に応じて提出を求める書類以外の書類の提出 は認めません。ただし、提出期限日以降に各種法令及び条例等の改正などによって事業計画を変更 する必要がある場合は、速やかに高齢者介護課へお知らせください。
- ※ 応募書類に不備等があった場合、関連する項目について評価が低くなる、若しくは評価ができない ことがあります。
- ※ 提出された資料は返却しません。また、資料等の作成に伴う費用、応募に関する費用は全額事業者 負担になります。
- ※ 提出された資料は、仮決定を受けた時点で情報公開の対象になることがあります。

#### 9 その他留意事項

- (1) 「老人福祉法」、「介護保険法」、「社会福祉法」、「都市計画法」、「建築基準法」、「消防法」、「土壌汚染対策法」等の関係法令、人員、設備及び運営等に関する基準等(※)を遵守した計画としてください。
- ※ 人員、設備及び運営等に関する基準等については、国の定める厚生労働省令のほか、安曇野市の 条例があります。市のホームページで確認いただけます。
- (2) 「安曇野市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」や「安曇野市地域福祉計画」等の関連する市の計画についても配慮し、その趣旨について事業計画に反映してください。
- (3) 事業者選定の働きかけを行うなどの目的のために、応募事業者またはその関係者が直接または間接的に市職員・選定部会の委員等に接触を行った場合には、応募無効となることがあります。
- (4)整備事業の実施にあたり法令等に違反した場合、本市の指示・指導に従わない場合には、仮決定 および指定候補事業者の決定を取り消すことがあります。
- (5) 仮決定後、申込書類の内容に虚偽があったことが判明した場合、又は本市に書面の提出を行うこ

となく併設事業の変更・廃止を行った場合は、仮決定および指定候補事業者の決定を取り消すこと があります。

- (6) 応募にあたっては、十分に計画の精査を行ったうえで、実現可能なものとしてください。原則として、仮決定後の計画変更、特に利用者負担にかかる変更は認めません。
- (7) 正当な理由により、仮決定後に計画を変更する必要が生じた場合には、事前に本市に書面にて変更内容や理由を提出のうえ、本市の判断・指示に従ってください。書面の提出を行うことなく計画を変更した場合は、仮決定及び指定候補事業者の決定を取り消すことがあります。
- (8) 令和5年度中に工事着工および整備ができない場合は、指定候補事業者の決定を取り消すことがあります。
- (9) 応募にあたっては計画について十分精査を行い、法人内ならびに地主等関係者間等で計画遂行に 向けた意思統一を図る等、確実に計画を実現できる見込みを持って応募することとし、仮決定後に 辞退することがないようにしてください。万が一、仮決定後に辞退をした場合、2年間応募資格を 停止といたしますのでご留意ください。
- (10) 指定候補事業者に決定した後は、事業の進捗状況について書面により月次報告してください。
- (11) 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) は地域密着型サービスのため、原則として、入所者は安曇野市の被保険者に限定されます。また、利用者の家族や地域住民の代表者等で構成する「運営推進会議」を事業者が設置し、概ね2か月に1回以上開催することが「安曇野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」で義務付けられています。よって、介護事業者としての指定申請時に、地域住民の代表者(1名以上)を含む当該会議の確実な設置が見込まれることが必要です。

#### 10 施設の詳細要件及び評価の基準

施設整備にあたっては、消防法(昭和23年法律第186号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)等のほか、国、長野 県、安曇野市の関係法令を遵守し、より水準の高い施設の整備に努めること。

また、施設運営にあたっては、介護保険法(平成9年法律第123号)、老人福祉法(昭和38年法律133号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)等の関係法令のほか、サービスの定められた人員、設備及び運営の基準を満たし介護保険上の指定事業者として適切な事業を実施すること。

#### (1) 認知症対応型共同生活介護

①募集数

定員18人/2ユニット(1ユニット9人)

②立 地

生活環境としてふさわしく、利用者の日々の生活のリズムに合わせた環境を提供できる立地であること。また、地域との交流を図ることによる社会との結びつきを確保することなどのため、住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあること。

③認知症高齢者グループホームについての詳細要件(設備等の要件)については、以下のとおりとする。

項目		説明等				
設置が必要な設備		① 居室 ② 居間・食堂 ③ 浴室・洗面設備 ④ 台所 ⑤ 便所 ⑥ 事務室 ⑦ 消火				
		設備その他の非常災害に際して必要な設備 ⑧ボランティアの受入れ、地域との交				
		流、家族会等の実施が可能な部屋 ⑨ その他日常生活上必要な設備				
		※事務室・地域交流等スペースを除き、 <b>ユニット毎の専用設備</b> とすること				
設備	居室	<b>基準で定められている内容</b> ・地階に設けないこと ・原則として個室とするこ				
基 準		と ・1人あたりの床面積≥7.43㎡(収納設備等を除く内法) ・居室内に収				
		納設備を設けること				
		配慮が望ましい内容 ・採光・換気が十分にできること ・洗面・トイレが設置				
		れていること ・複数のコンセントが必要				
	居間及び食	<b>基準で定められている内容</b> ・落着きゆとりを感じさせる空間(広さ)を確保する				
	堂	こと				
		配慮が望ましい内容 ・1人あたり3㎡以上のスペースを確保すること ・採光・				
		換気が十分できること ・居間及び食堂を別に確保すること				
	浴室	<b>基準で定められている内容</b> ・1人用の個別浴槽とし、利用者とその介助者の利用				
	洗面設備	に適した広さとすること ・ユニット毎もしくは隣接するユニット毎に浴室を設置				
		すること ・脱衣室・浴室に手すりを設置すること				
	便所	<b>基準で定められている内容</b> ・手すりを設置し、段差を解消すること。・トイレの				
		うち1つ以上は車椅子対応型とすること				
		配慮が望ましい内容・居室毎に設けるか、又は共同生活室毎に適当数設けるこ				
		と ・各居室に設けない場合は、1つのユニットに3つ以上のトイレを複数箇所に				
		分散して設けること。ただし、ユニットの定員が6人以下の場合は、2つ以上のト				
		イレを複数個所に分散して設けること ・各居室から等距離となるよう設けること				
	台所	配慮が望ましい内容 ・入居者と職員が共同で調理等を行うことができるレイアウ				
		ト・設備とすること				
	事務室	<b>基準で定められている内容</b> ・それぞれのユニットに対し、緊急時に速やかに対処				
		できる距離、位置関係にあること				
	防災・防犯	<b>配慮が望ましい内容</b> ・災害による停電等不測の事態に対して、人工呼吸器や酸素				
		濃縮装置等が稼働できるようにするなどの対策を講じること ・非常災害時におけ				
		る備蓄資材の保管場所を設けるほか、要援護者の受入れに対する配慮をすること				
		・入退管理に配慮された事務室配置とすること ・防犯対策設備(防犯カメラ・フ				
	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	エンス・電子錠等)を設置すること				
その他		っれている内容 ・一般の住居に近い仕様となるよう、照明設備、内装の色彩や素材				
	など、高齢者の精神的なゆとりと安らぎへのきめ細やかな配慮を行うこと・スプリンクラー記					
	備を設置すること。なお、スプリンクラーの設備内容については、管轄の消防署と協議すること					
	・適温確保のための空調設備を設置すること					
		い内容 ・将来の重度化に対応できる構造・設備であること ・2階以上の場合、 (第月式でも 記) な記器はススト				
	エレベーター	- (簡易式でも可) を設置すること · 転倒時に安全な床材を使用すること				

# (2) 認知症対応型共同生活介護評価の基準

	評	価項目	評価の着眼点	配点
I	運営計画	<ol> <li>運営理念</li> <li>人員体制</li> <li>医療機関との連携</li> <li>運営推進会議につい</li> </ol>	<ul> <li>事業についての趣意・方針が明確であり具体的である。</li> <li>予定地選定の理由が明確であり合理的である。</li> <li>利用者の生活支援について創意工夫・具体的方策があり妥当である。</li> <li>施設運営課題解決について創意工夫・具体的方策があり妥当である。</li> <li>地域の課題について研究、認識しており、施設が果たす役割について具体的かつ適切に想定している。</li> <li>地域の拠点としての責務を担う構想があり、適切である。</li> <li>感染症防止のための対策が具体的であり適切である。</li> <li>感染症防止のための対策が具体的であり適切である。</li> <li>事業開設前後に必要な研修の(虐待の防止に係る研修を含む)内容・時期が 具体的に計画されている。</li> <li>個々の職員の研修効果を測定し、業務に反映できる仕組みを持っている。</li> <li>業務改善活動等について効果測定し評価し、改善につなげる仕組みを持っている。</li> <li>介護職員のうち介護福祉士の占める割合が常勤換算で50%以上であり、確保の見込みが適切である。</li> <li>看護・介護職員のうち常勤職員の占める割合が常勤換算で75%以上であり、配置計画が適切である。</li> <li>利用者受け入れ計画が適切である。</li> <li>協力医療機関について計画地の行政区の医師会や協力医療機関となる医療機関と、適切に協議を行っている。</li> <li>協力歯科医療機関について計画地の行政区の歯科医師会や協力歯科医療機関となる歯科医療機関と、適切に協議を行っている。</li> <li>連営推進会議に多様な参加者を想定している。</li> <li>地域へ開かれた活動が具体的に計画されている。</li> <li>地域へ開かれた活動が具体的に計画されている。</li> </ul>	26
п	運営実績	て 1. 法人の 運営実績 2. 管理者の 事業経験 3. 介護支援 専門員の 事業経験	<ul> <li>設置主体である法人の所在地が安曇野市もしくは松本広域圏内にある。</li> <li>同種の事業所を運営する実績がある。</li> <li>管理者予定者に同種事業での勤務経験がある。</li> <li>管理者予定者に介護保険施設等の施設長・管理者の経験がある。</li> <li>管理者予定者が管理者の資格要件を満たしている。</li> <li>介護支援専門員である計画作成担当予定者に同種事業での勤務経験がある。</li> <li>介護支援専門員である計画作成担当予定者に介護保険施設等の計画作成担当業務経験がある。</li> <li>介護支援専門員である計画作成担当予定者が資格要件を満たしている。</li> </ul>	20
Ш	施設立地	1. 地域との 関係 2. 計画地	<ul><li>● 近隣住民、自治会長等へ適切に情報提供を行っている。</li><li>● 計画地において高い整備効果を見込める。</li></ul>	- 16

		3. 土地·建 物所有形態	● 土地・建物について確実に使用できる見込みがあり、書面により確認できる。	
	評価項目		評価の着眼点	配点
IV	資金計画	<ol> <li>資金計画</li> <li>利用者負担</li> </ol>	<ul> <li>法人の財務状況が適切である。</li> <li>収入、支出が適切に計上されており、収支計画が適切に策定されている。</li> <li>施設整備に係る自己資金について、施設整備費の2割以上を有している。</li> <li>開設当初の運営資金に係る自己資金について、施設開設までに要する事務費や人件費のほか、施設の年間事業費の12分の2以上を有している。</li> <li>家賃、食費、水光熱費等の合計が市内の既存施設利用料の中央値と比較して同程度以下である。</li> </ul>	17
V	施設計画	<ol> <li>建築計画</li> <li>2. 安全対策</li> <li>3. 設備基準</li> </ol>	<ul> <li>● 施設全体の設計コンセプトが明瞭かつ望ましいものであり、建物プランに反映されている。</li> <li>● ユニットの形状・広さ・配置が適切であり、利用者の居住環境に配慮されている。</li> <li>● 地域交流スペースを適切に確保している。 利用者が利用できる屋外空間を適切に確保している。</li> <li>● 居室の間口にゆとりがあり、居室の形状が良い。</li> <li>● 汚物処理の動線、食事に関する動線が区分されている。 また、施設全体として動線が機能的である。</li> <li>● 介護に配慮した浴室、浴槽等を適切に配置している。</li> <li>● が設行事の備品や介護用品等を収納できる倉庫を適切に確保している。</li> <li>● 介護職員の事務スペース、休憩スペースが適切に確保されている。</li> <li>● 駐車スペース、送迎用の一時駐車スペースが適切に確保されている。</li> <li>● 「認知症高齢者グループホームについての詳細要件」の「配慮が望ましい内容」について配慮がある。</li> <li>● 感染症発生の防止、蔓延の防止について設計上の配慮があり適切である。</li> <li>● 緊急時の2方向避難をはじめ、災害時の要援護者対応について配慮されている。</li> <li>● 設備基準を満たしている。</li> </ul>	21
		<u> </u>		100

- ※ 上記の項目以外にも、特に考慮すべきと判断された事柄について評価を行うことがあります。
- ※ 特定の項目について、極めて不備な点がある場合には評価の対象としない場合があります。

# 11 問合せ先

〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地(安曇野市役所本庁舎 1 階 12 番窓口) 安曇野市役所 福祉部 高齢者介護課介護保険担当 電話 0 2 6 3 - 7 1 - 2 4 7 2 (直通)